

世帯
向け

賃貸住宅の建設・リフォーム及び空き家 を移住促進住宅としてリフォームする方 に補助金を交付します！

町内に2LDK以上の賃貸住宅を建設またはリフォームされる方及び空き家を民泊施設や移住体験住宅等の移住促進住宅の改修を行う方に補助金を交付します！

移住促進住宅とは
住宅の所有者が町内在住者で旅館業法に基づく簡易宿所営業の許可をされた町内にある施設のうち、民泊施設や移住体験住宅等の短期から中長期滞在用の住宅

対象要件

- ①建築 2LDK以上で面積が50㎡以上
(居間・キッチンの他に2部屋以上。トイレ・バスが独立。)
- ②賃貸リフォーム 2LDK以上の賃貸住宅(賃貸住宅に転換する建物含)
ただし、集合住宅及び戸建て住宅とする。
- ③移住促進住宅
リフォーム 2LDK以上の空き家を改修
- 要件
 - ・町内業者施工であること。
 - ・町税等を完納していること。

※①、②については、従業員や2親等以内の親族が入居する建物は対象外

補助金交付額

●建設・リフォーム経費の3割

●上限額	建設	1戸	100万円
	賃貸リフォーム	集合住宅は1棟	50万円
			戸建て住宅は1戸	50万円
	移住促進住宅リフォーム	戸建て住宅1棟	50万円

●リフォームの交付対象経費

住宅の修繕、補修(一部増築含)、内外装の改修、給湯器、風呂、台所、
トイレ、暖房設備の改修、取替

※50万円未満は対象外

申請・交付の手順

事業認定申請

【事業着工前に申請】

必要な書類……①事業認定申請書②工事請負契約書(写し)③見積書(写し)④平面図⑤施工が町内業者と確認できる書類⑥完納証明⑦登記事項証明書(リフォーム工事)

事業認定決定

申請書を審査し認定・非認定を決定します

着工⇒完成

建設・リフォームの着工⇒完成

※認定申請時と変更があった場合は、変更承認申請書の提出

補助金交付申請

【完成後に申請】

必要な書類……①補助金交付申請書②登記事項証明書(建築事業の場合)(写し)③領収書(写し)④完成写真
※認定申請時と変更があった場合は、変更承認申請書の提出

補助金交付決定

申請書を審査し補助金交付の決定をします

補助金の交付

補助金決定通知書を送付後、指定口座に振り込みます

【問い合わせ先】

清水町役場商工観光課移住定住促進係
〒089-0192 清水町南4条2丁目2番地
TEL 0156-62-1156 FAX 0156-62-5116
E-mail;rousei@town.shimizu.hokkaido.jp